

平成十七年厚生労働省令第三十八号

医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十一条の四第四項及び第十四条の六第四項（これらを含む）の規定に基づき、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十三条の二の六の二第五項において読み替えて適用する法第二十三条の二の五第三項並びに第二十三条の二の九第四項（これらの規定を法第二十三条の二の十七第五項及び第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。第十二条において同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち製造販売後の調査及び試験に係るもの（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に定めるものを除く。）及び医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器について行う製造販売後の調査及び試験の業務に関するべき事項を定めるものとする。（定義）

第二条 この省令において「製造販売後調査等」とは、医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者（以下「製造販売業者等」とい）。が、医療機器の品質、有効性及び安全性等に関する情報の収集、検出、確認又は検証のため行う調査又は試験であつて、次に掲げるものをいう。

一 使用成績調査（医療機器から収集した情報を用いて、診療において、医療機器の副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性等に関する情報の検出又は確認のために行う調査であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）

イ 一般使用成績調査（医療機器を使用する者の条件を定めることなく行う調査（ハに規定する使用成績比較調査に該当するものを除く。）をいう。）

ロ 特定使用成績調査（小児、高齢者、妊娠婦、医療機器を長期に使用する者その他の

療機器を使用する者の条件を定めて行う調査（ハに規定する使用成績比較調査に該当するものを除く。）をいう。）

ハ 使用成績比較調査（特定の医療機器を使用する者の情報と当該医療機器を使用しない者の情報とを比較することによって行う調査をいう。）

二 製造販売後データベース調査（医療情報データベース取扱事業者が提供する医療情報データベースを用い、医療機器の副作用による

疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性等に関する情報の検出又は確認のために行う調査をいう。以下同じ。）

三 製造販売後臨床試験（治験、使用成績調査若しくは製造販売後データベース調査の成績に関する検討を行つた結果得られた推定等を検証し、又は診療においては得られない品質、有効性及び安全性等に関する情報を収集するため、医療機器について法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項（法第二十三

条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の十七第一項の承認に係る性能、使用目的、効能及び効果に従い行う試験をいう。以下同じ。）

四 製造販売後データベース調査等のための調査

（製造販売後データベース調査等のための調査）

八 その他製造販売後調査等を適正かつ円滑に実施するために必要な手順

（製造販売業者等は、製造販売後調査等基本計画書を作成し、又は改訂したときは、当該製造販売後調査等業務手順書にその日付を記載し、これを保存しなければならない。）

（製造販売後調査等管理責任者）

（製造販売業者等は、製造販売後調査等に係る業務を統括する者（以下「製造販売後調査等管理責任者」という。）を置かなければならぬ。）

（製造販売後調査等管理責任者は、販売に係る部門に属する者であつてはならない。）

（製造販売後調査等管理責任者は、基準省令第二十三条の二の九第一項第一号の規定により総括製造販売業者等は、製造販売後調査等管理責任者と認めるとときは、製造販売業者等に文書により意見を述べ、当該文書又はその写しを保存すること。）

（製造販売後調査等管理責任者は、基準省令第九条の三第一項第一号の規定により総括製造販売業者又は安全管理責任者が医療機器等リスク管理計画書を作成し、かつこれを保存してあるときは、前項第一号の規定にかかわらず、製造販売後調査等基本計画書を作成し、これを付を記載し、これを保存すること。）

（製造販売後調査等管理責任者は、基準省令第九条の三第一項第一号の規定により総括製造販売業者又は安全管理責任者が医療機器等リスク管理計画書を作成し、かつこれを保存してあるときは、前項第一号の規定にかかわらず、製造販売後調査等基本計画書を作成し、これを付を記載し、これを保存すること。）

（製造販売業者等は、前項第五号の規定により製造販売後調査等管理責任者が述べる意見を尊重しなければならない。）

（製造販売後調査等の実施）

<p>2 製造販売業者等は、使用成績調査、製造販売後データベース調査又は製造販売後臨床試験の実施ごとに、製造販売後調査等管理責任者に調査及び試験の実施状況を把握するための記録を作成させ、これを保存させなければならない。</p> <p>3 製造販売業者等は、基準省令第九条の第三第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医療機器等リスク管理計画書を作成したときは、使用成績調査、製造販売後データベース調査又は製造販売後臨床試験の実施ごとに、製造販売後調査等管理責任者に調査及び試験の実施状況の記録を安全管理責任者に對し文書により提供させなければならない。</p>
--

<p>第六条 製造販売業者等は、使用成績調査を実施する場合には、製造販売後調査等業務手順書等に基づき、製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者にこれを行わせなければならぬ。</p> <p>2 製造販売業者等は、使用成績調査を実施する場合には、製造販売後調査等業務手順書等に基づき、製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者にこれを行わせなければならぬ。</p> <p>3 製造販売業者等は、前項の規定による文書により契約を締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。</p> <p>一 製造販売業者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、それぞれの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 製造販売業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の契約を電気通信回線を通じて医療機関の閲覧に供し、当該医療機関の使用に係る電子</p>

<p>四 調査の方法</p> <p>一 調査の目的</p> <p>二 調査に用いる医療情報データベースの概要</p> <p>三 調査の対象者の数</p> <p>四 調査の対象者の範囲</p> <p>五 調査の方法</p> <p>六 調査の対象期間</p> <p>七 調査を行う事項</p> <p>八 解析を行う項目及び方法</p> <p>九 その他必要な事項</p>

<p>第十条 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、次に掲げる業務を製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者に行わせなければならない。</p> <p>二 製造販売後臨床試験の実施における省令第七条の例による。（自己点検）</p> <p>三 製造販売後調査等業務の委託</p> <p>四 製造販売後調査等業務の委託</p> <p>五 調査の実施期間</p> <p>六 調査を行う項目及び方法</p> <p>七 その他必要な事項</p>
--

